

# 佐賀駅南ほこみち活用実験運営業務委託 仕様書

## 1 業務名

佐賀駅南ほこみち活用実験運営業務委託

## 2 業務目的

県では、佐賀駅周辺及び佐賀駅から SAGA サンライズパークへのアクセス道路について、佐賀市と連携し、“歩いて楽しいまちづくり”を進めており、その一環として、佐賀県で初めて佐賀駅南の県道（以下、さが維新テラス）を歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）及び利便増進誘導区域に指定している。このことにより、歩道にテーブルやベンチなどが置きやすくなるなど道路の空間が柔軟に活用しやすくなり、歩行者の滞留や沿道の賑わいの創出が期待される。

そこで、令和6年度には、多様な主体による公共空間の利活用（以下、トライアル活用）を行うことで、様々なジャンルにおいて、さが維新テラスやさが維新広場における新たな使い方及び利活用の可能性を発掘し、その中で活用におけるニーズや課題の抽出、継続的に利活用される運営スキーム案の構築を行った。

本業務は、業務箇所において、令和6年度に引き続き、トライアル活用の実績（R6.9～R7.3）課題を踏まえた『さが維新テラス運営スキーム案（以下、運営スキーム案）』を元に、多様な主体によるトライアル活用を実施し、本格運用に向けた運営スキームの構築を行うことを目的とする。

なお、運営スキーム案については、業務委託契約後に提示することとする。

利活用にあたっては、単に何からのイベントが行われていればよいということではなく、日常使いとしての『佐賀の新しい風景』として、この場所が人中心の空間に変化し、人や事業者を惹きつける魅力的な場所となり、中長期的に佐賀駅南エリアの価値が向上していくことを目指すという心構えで業務を遂行する必要がある。

## 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

## 4 業務箇所

県道佐賀停車場線（さが維新テラス）：佐賀駅から南に約200m区間の東側歩道

さが維新広場：佐賀市駅前中央1丁目5

## 5 業務内容

### （1）公共空間における活用トライアル及び課題抽出

トライアル活用を実施することで、業務箇所に歩行者の滞留や沿道の賑わいづくりを行い、今後の公共空間運用におけるニーズや課題を抽出する。

なお、トライアル活用に関する広報、募集、相談にあたっては、昨年度業務のホームページを活用し、活用の企画及び調整にあたっては、運営スキーム案をもとに実施する。

#### (ア) 受託者主催によるトライアル活用

受託者により企画・運営するトライアル活用を令和7年8月～12月の間で3企画以上かつ3日間以上実施する。実施にあたっては、ベンチや電気水道設備等の使用、沿線住民との合意形成等、活用に関するあらゆる事項のニーズや課題を抽出し、今後の本格運用に向け整理する。

トライアル活用の際は、県、市、警察署及び沿線関係者と調整のうえ、関係法令や条例を遵守し実施すること。

なお、具体的な実施日時及び内容については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。また、必要に応じて、同じくほこみちに指定されている佐賀駅北の市道三溝線、佐賀駅前交流広場及びSAGA サンライズパーク等で実施されるイベント、佐賀国際バルーンフェスタ等のイベントや行事とも連携を図るものとする。なお、会場内装飾（レンタル家具）を提案し、令和7年12月末まで設置すること。

また、トライアル活用を実施するにあたり、業務箇所隣接する佐賀駅前交流広場を使用する際は、占用料も含めて取り扱いについて、事前に県と協議すること。

#### (イ) 希望者によるトライアル活用に関する広報、募集、相談の受付・協議補助

トライアル活用にかかる相談窓口を設置し、活用に必要な情報の広報を行い、募集する。活用の希望者に対しては、活用にかかる関係機関との協議等の補助を行うこと。期間中、協議の補助を行ったものについて、以下の要領にて、今後、業務箇所が日常づかい・普段づかいされるような企画を5企画以上実現させること。相談窓口は令和7年5月より設置し、受託者以外の主体によるトライアル活用の実施期間は、令和7年5月～令和8年3月13日とする。

なお、上記活用の実施にあたっては、運営スキーム案をもとに実施する。

##### ① トライアル活用の誘致にかかる広報

県内事業者を中心とし、効果的と考えられる手段により広く周知する。

##### ② トライアル活用の相談受付窓口の設置

トライアル活用に関する問合せや相談を受付ける相談窓口を設置する。相談後の対応については、概ね半日～1日以内に回答できる体制を整えること。

##### ③ トライアル活用にかかる協議補助

相談があった場合は、活用者の立場に立った提案や助言を行い、実現に向けたサポートを行う。

##### ④ トライアル活用後のヒアリング調査

運用の参考や課題抽出のため、活用者に対し、感想や要望等のヒアリングを行い、報告すること。

#### (ウ) トライアル活用時の県民への広報

賑わいのあるトライアル活用とするため、イベント情報を参加者となる県民へ、効果的と考えられる手段により周知する。

## (エ) トライアル活用時の写真及び動画撮影

活用時は、適宜、写真や動画による撮影記録を行う。なお、受託者が主体となる活用のうち1回を対象とし、活用状況を撮影した写真や動画を2分程度に編集し、MP4形式により提出すること。写真や動画は、県の広報用として次年度以降も使用する予定である。

## (2) ほこみち運営に向けたネットワーク構築

ほこみちが民間活力で盛り上がるには、まちづくりを自分事としてとらえ、まちづくりの担い手となりえる主体を発掘・育成することが重要である。このため、佐賀駅南の中央通り沿いの店舗やトライアル活用に参加した事業者等を中心に、佐賀ならではのほこみちの在り方やさらに盛り上がるような企画等、将来的にほこみちの価値が向上することに繋がるよう意見交換会を2回以上実施すること。なお、参加者は受注者の提案を基本とし、参加人数は、5～10人程度を想定しているが、発注者と協議のうえ決定するものとする。

## (3) 維持管理の課題抽出

賑わいのある空間の構築にあたり、維持管理の課題を抽出するために、以下のとおり、業務箇所の巡視及び清掃を実施する。頻度については、概ね2日に1回程度を想定しているが、具体的な頻度及び範囲については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

実施期間は、令和7年5月～令和8年3月13日とする。

- ・概ね2日に1回程度の徒歩による巡視及び清掃を行う。また、設置されているテーブルやベンチに汚れが確認された場合は、清掃を行う。(テーブル3ヶ所：約7m<sup>2</sup>、ベンチ3ヶ所：80m<sup>2</sup>)
- ・施設の破損等を覚知した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- ・清掃により発生したごみは、関係法令に基づき適切に廃棄を行う。
- ・今後の運用の参考とするため、管理上の課題や気づき等を定例打合せにて報告する。
- ・トライアル活用終了後の清掃を行うこと。
- ・業務箇所に設置しているプランターについて、県で設置している給水栓を使用し、散水を行う。使用料は県が負担する。

## (4) 本格運営に向けた運営スキームの提案

対象箇所の本格運営に向けた運営スキーム（過年度運営スキーム案の検証を提案すること。

なお、運営スキームについては、過年度業務及び本業務の対象箇所の収支計画等の検証・トライアル活用や抽出した課題、他自治体ほこみち実績を整理し、かつ他業務（運営組織体制の検討）と調整を行いながら、

継続的に利活用を図るための提案を行うこと。

## (5) 業務打合せ

本業務にかかる進捗状況や課題等を共有することを目的とし、概ね2週間に1回の頻度で定例の打合せを実施することとする。

## 6 実施体制

責任者を明確にし、発注者から照会や問い合わせに速やかに回答できる体制で臨むこと。外部組織や協力会社等が存在する場合、役割分担、指揮系統等を明確にすること。

## 7 業務終了後の提出書類等

- (1) 委託業務の実施結果を記載した「業務完了報告書」 1部
- (2) 本業務内で実施したトライアル活用の記録写真、動画 一式

## 8 その他

- (1) 受注者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとする。ただし、媒体者が著作権を保有する編集タイアップや番組タイアップなどを除くものとする。
- (2) 著作権・肖像権等の処理は受注者が適切に行い、写真等を活用した情報発信の妨げとならないよう承諾を得ること。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議のうえ、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ発注者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。
- (5) この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の洩漏等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては発注者と十分に協議し、発注者の了承を得て行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、これを定めることとする。